

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

改正後	改正前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の二 (略)</p> <p>六の三 <u>三―クロロ―</u>・<u>二―プロパンジオール</u>及びこれを含有する製剤</p> <p>六の四〜六の九 (略)</p> <p>七〜二十四の三 (略)</p> <p>二十四の四 <u>―</u>(<u>四―フルオロフェニル</u>)<u>プロパン―</u>―<u>アミン</u>、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤</p> <p>二十四の五 (略)</p> <p>二十五〜三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〜四の四 (略)</p> <p>四の五 <u>三―アミノメチル―</u>・<u>三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン</u>(別名<u>イソホロンジアミン</u>)及びこれを含有する製剤。ただし、<u>三―アミノメチル―</u>・<u>三・五・五―トリメチルシクロヘキシルア</u></p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の二 (略)</p> <p>六の三〜六の八 (略)</p> <p>七〜二十四の三 (略)</p> <p>二十四の四 (略)</p> <p>二十五〜三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〜四の四 (略)</p> <p>四の五 <u>三―アミノメチル―</u>・<u>三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン</u>(別名<u>イソホロンジアミン</u>)及びこれを含有する製剤</p>

(傍線の部分は改正部分)

ミン六%以下を含有するものを除く。

四の六と三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) シクロヘキシリデンーオートリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

(85) (110) (略)

ノナーニ・ホージエンニトリル及びこれを含有する製剤

(112) (117) (略)

(118) (二Z) ーニーフエニルーニヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

(119) (128) (略)

(129) (Z) ーニーフルオロー五ー(トリフルオロメチル)フ

エニルチオーニー「三ー(ニーメトキシフェニル)ー」三ー
チアゾリジンーニイリデン」アセトニトリル (別名フルチアニ
ル) 及びこれを含有する製剤

(130) (139) (略)

(140) 二ー「ニー(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフェン
三(ニH)ーイリデン」ーニー(ニーメチルフェニル)アセトニ

四の六と三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) (109) (略)

(110) (115) (略)

(116) (125) (略)

(126) (135) (略)

トリル及びこれ含有する製剤

(141) |
 (160) |
 (略)

ニ―メチルデカンニトリル及びこれ含有する製剤

(162) |
 (169) |
 (略)

三十三〜五十四の二 (略)

五十四の三 二・ニ―ジメチル―ニ・三―ジヒドロ―ベンゾフラ
ン―七―イル||N―〔N―(ニ―エトキシカルボニルエチル)―N
―イソプロピルスルフェナモイル)―N―メチルカルバマート(別
名ベンゾフラカルブ)及びこれ含有する製剤。ただし、ニ・ニ―ジ
メチル―ニ・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―七―イル||N―〔
N―(ニ―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスル
フェナモイル)―N―メチルカルバマート六%以下を含有するものを
除く。

五十五〜百の十 (略)

百の十一 五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン、その塩類
及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十二〜百の十七 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)

(136) |
 (155) |
 (略)

(156) |
 (163) |
 (略)

三十三〜五十四の二 (略)

五十四の三 二・ニ―ジメチル―ニ・三―ジヒドロ―ベンゾフラ
ン―七―イル||N―〔N―(ニ―エトキシカルボニルエチル)―N
―イソプロピルスルフェナモイル)―N―メチルカルバマート(別
名ベンゾフラカルブ)及びこれ含有する製剤。ただし、ニ・ニ―ジ
メチル―ニ・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―七―イル||N―〔
N―(ニ―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスル
フェナモイル)―N―メチルカルバマート一%以下を含有するものを
除く。

五十五〜百の十 (略)

百の十一〜百の十六 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)